

豊中市教育 ICT 基盤再整備業務に係る
仕様要件及び企画提案依頼書

令和 7 年(2025 年)5 月

豊中市教育委員会
教育センター

1. 企画提案依頼概要

1-1. 件名

豊中市教育 ICT 基盤再整備業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書

1-2. 背景と目的

学校教育の充実が求められている一方で、学校現場が抱える課題は複雑化、多様化しており、教職員が子どもたちに向き合い、充実した教育を進めていく時間を確保することは年々難しくなっている。このような状況を改善し効率的に校務を進めていくことができるよう、ICT 環境を整備することが急務となっている。

効率的に校務を進めていくうえで、これらの ICT 環境を再整備し、全体最適化を図ることが必要となっている。また、大規模災害や感染症拡大などの緊急時でも学校教育の継続が担保できるような環境整備も求められている。さらに、情報システムで取り扱う範囲が拡大しているところであり、これらの ICT 環境の再整備にあたっては、情報セキュリティを考慮したシステムを構築する必要がある。

こういったさまざまな要件を踏まえ、セキュリティと利便性を両立しながら、教職員が校務や授業に確実かつ効率的に取り組める環境を構築していくことが喫緊の課題となっている。それらの課題解決のためには、端末、サーバ、ネットワーク、及びセキュリティ等に関する広範な見識にもとづく設計が求められる。また、あわせて、端末等の機器入替やアプリケーションの導入にあたっては、業務の継続性を可能な範囲で最大限に担保したうえで実施する必要がある。これらの要件を満たす事業内容について提案を受け、最適な提案を比較検討して業者選定をするため、公募型プロポーザル方式による企画提案を依頼するものである。

1-3. 提案における前提条件

提案にあたって、次の点を了承の上、提案すること。

- (1) 本仕様要件に示す要件を全て満たすこと。実現できない要件がある場合は、当該要件及びその理由を企画提案書に明記すること。
- (2) 本仕様要件に特段の記載がない限り、関係法令及び本市の条例等に基づいた事務処理等を想定すること。
- (3) 本市が事務処理を行う上での各業務の状況や、その業務の特性を十分に考慮し、本市の業務が滞りなく運営できる提案を行うこと。
- (4) 業務要件に疑義が生じた場合は、原則、本市の解釈・判断に従うこと。
- (5) 契約段階において、提案を受けた仕様要件について変更等があり得ること。
- (6) 本市との十分な連絡体制を構築し、意思疎通に努めること。
- (7) 「豊中市教育情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (8) 新システムの運用に際し瑕疵が認められた場合、新システム引渡後 24 か月間は無償で対応すること。

1-4. 基本方針

以下に示す基本要件を満たすサーバ環境、ネットワーク環境及び端末環境に係るインフラを提案し、設計、構築、運用・保守を行うこと。

- (1) 学校内だけでなく、自宅等の学校以外の場所からも一定の制限のもとで校務系各システム、学習系各システムへアクセスできる設計としつつも、端末及び各システムが第三者からの攻撃から保護されるよう、セキュリティに配慮した設計とすること。
- (2) 同一ドメイン内(テナント内)において、教職員が校務系及び学習系のデータを扱い、児童生徒が学習

系のデータを扱うことができる設計とすること。

- (3) 現在教育センター及び各学校に設置しているサーバ、NAS 等について、クラウド環境に移行し運用を継続すること。（発注者側の都合で移設できないものを除く。）
- (4) 各学校からインターネットへの回線について、環境を整備し、児童生徒及び教職員がストレスなく利用できるようにすること。
- (5) 個人のアカウントを適切に管理し、年度末の人事異動も含めた運用の負担を軽減できる提案とすること。
- (6) 各種ソリューション・サービスの影響で端末やネットワークの動作が不安定になることや、通信速度が低下することがないように設計すること。
- (7) バックアップ・リストアのサービスレベル向上や災害対策について考慮した設計とすること。
- (8) 円滑なシステム導入を図ること。
- (9) 構築後 5 年間の運用が円滑に行われること。
- (10) 構築及び運用経費の低減に資する提案とすること。

2. 本市の現況

2-1. 現在の全体ネットワーク構成

現在の全体ネットワーク構成は、別紙1を参照すること。

2-2. 職員数

約 4,000 名（※臨時職員等も含む）

※本プロジェクトで構築する環境の想定利用ユーザー数は、4.詳細要件を参照すること。

2-3. 既存端末数

種類	台数
校務系端末	約 1,000 台
学習系 windows 端末(教員用)	約 2,800 台
学習系 iPad 端末(教員用)	約 200 台

※端末の入替計画・台数は 4.詳細要件に記載する。

2-4. その他

端末 OS の種類とバージョン	Windows10 Professional ※一部 Windows11、Windows7 あり
-----------------	---

3. 調達範囲

3-1. 調達の前提

本企画提案依頼における調達範囲について、新たな環境における「端末利用方法」、「インフラ・ネットワーク構成」に分類し示す。

3-1-1. 端末利用方法

本市が想定する端末利用方法のイメージは、1 台で校務系および学習系の各資源にアクセスすることを想定している。また職員室以外の普通教室に加え、自宅等学校外からもアクセス可能な構成とする。

3-1-2. インフラ・ネットワークの構成

基本方針及び端末利用方法で示したイメージを実現するにあたり、本市が想定するインフラ・ネットワーク構成

を別紙1の赤色破線囲み部分に示す。

3-2. 調達範囲

本プロジェクトにおける調達範囲は以下のとおり。別紙イメージ図の該当箇所及び詳細要件を併せて確認すること。

3-2-1. 調達範囲

調達内容	イメージ図 該当箇所	備考
プロジェクト管理	1	
構築フェーズにおいて必要となるクラウド環境、通信機器類、通信回線、ライセンス等に係る設計・構築	—	サーバ・端末機器類・ライセンス等の費用は運用フェーズ(リース調達を想定)に含む。 運用フェーズで必要となる工事費含む回線費用は構築フェーズの見積もりに含めないこと。
クラウド資源へのアクセス及びインターネット通信の管理に係る設計・構築	2-1、2-2、2-3	
アカウント管理に係る設計・構築	2-2	
MDM 等による端末の管理に係る設計・構築	2-4	
EDR 等による端末の保護に係る設計・構築	2-5	
サーバ・ストレージ環境の適正化に係る設計・構築	2-7、2-8	
ネットワーク環境の適正化に係る設計・構築	3	
学校等のネットワーク環境及び既存機器の整備に係る設計・整備作業	4	
新端末への更新に係る設計・整備作業	5	
既存の通信機器、サーバ類の設定変更、移設に係る設計・移設・設定変更作業	2-7、2-8、4	
運用保守に係る設計	6	
その他独自提案に伴う設計・構築	—	
操作研修・説明会 ・手順書、運用マニュアルの作成	7	

3-2-2. 別途調達となる範囲

以下については調達範囲外とし別途調達を行う想定。

内容	調達方法(予定)	備考
----	----------	----

運用フェーズにおいて必要となるクラウド環境、サーバ及び通信機器類、端末、ライセンス等に係る設計・機器等一式	本プロジェクトで明細及び参考見積を提示いただき、別途入札を想定している。 ただし、調達方法について、リース調達に含める・保守契約に含める等いくつかの方法が考えられるので、提案すること。	ただし端末及び外付けディスプレイの調達費用は評価外とする。(参考見積に含める)
全体運用・保守	本プロジェクトでの設計を参考とし、別途本プロジェクト受託者と契約することを想定。	ただし下記は運用保守契約の範囲外とする。 ・既存ネットワーク機器の運用・保守 ・学校への ICT 運用支援(タブレットの保守対応および L-edge、授業支援システム、校務支援システム、デジタル教科書システム等教育系アプリケーションのサポート) ※上記を含む一次切り分けは運用保守の範囲内とする。
回線	本プロジェクトで回線要件について提示すること。 具体的なサービス名で提示できる場合は、提示可能とする。 運用フェーズにおいては、別途市が通信事業者への支払いを行う想定だが、調達及び回線申込方法についていくつかの手法が考えられるので、協議すること。	

3-3. 用語説明

本企画提案依頼における用語についての説明は以下のとおりとする。

名称	説明
校務系	児童生徒の成績、健康診断結果、指導要録、教員の個人情報などを取り扱う情報システム及びそのデータ(児童生徒がアクセスすることを想定していない情報システム等)
学習系	児童生徒のワークシートや作品など教育活動において取り扱う情報システム及びそのデータ(教職員及び児童生徒がアクセスすることを想定している情報システム等)
LGWAN 接続系	LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータ

4. 詳細要件

要件の概要を以下に示す。なお、別途【様式 11】機能要件一覧及び調査票における記載事項についても実現すること。

4-1. クラウド資源へのアクセス及びインターネット通信の管理に係る設計・構築

- (1)後述するサーバ・ストレージ環境の適正化の要件も踏まえ、クラウドに設置するサーバ類の第三者からの攻撃からの保護、クライアント端末からサーバへの通信及びインターネットへの通信を適正に制御しうる環境を提案・構築すること。
- (2)教職員は校務系のシステム、データを利用し、一方で学習系のシステム、データの利用も行う。学習系において児童生徒と情報を共有する一方、校務系については児童生徒のアクセスができないよう設計し、構築すること。

4-2. アカウント管理に係る設計・構築

- (1)教職員一人一アカウントを基本とし、利便性を高めると同時に監査証跡としてログを管理できる設計とすること。あわせて、アカウント管理を一元的に行うとともに、SSO による利便性を高めることができる設計とすること。
- (2)新環境構築時及び年次更新に際して、採用、異動、退職等のイベントを考慮し、アクセス権限管理を含むアカウント管理業務を効率的に実施できる設計とすること。特に職員の人事データから端末アカウント、Microsoft365 アカウント、クラウドサービス等のアカウントに加え、既存システム(L-gate、校務支援システム等)のアカウントをバッチ処理等で自動生成する設計とすること。

(3)連携対象システム

システム名	事業者
校務支援システム	株式会社 EDUCOM C4th
授業支援システム	* 選定中
AIドリル	株式会社ベネッセコーポレーション ドリルパーク
教育ダッシュボード	株式会社プラスアルファ・コンサルティング ヨリソル
学習 e ポータル	株式会社内田洋行 L-Gate
SSW 支援システム	株式会社両備システムズ SSW 支援システム

(4)想定利用ユーザー数

種類	ユーザー数
個人端末使用人数	約 3,200 ユーザー(Microsoft365 ユーザーライセンス、自宅等学校外での使用も可能、クラウドストレージ使用)
共用端末使用人数	約 800 ユーザー(Microsoft365 デバイスライセンス、学校内でのみ使用、クラウドストレージ使用)

4-3. MDM 等による端末の管理に係る設計・構築

- (1) 端末に対してリモート環境からの制御が可能な環境を設計・構築すること。
- (2) 証明書の配信や OS の大型 Update 適用制御等を MDM またはグループポリシー設定で行うこと。

4-4. EDR 等による端末の保護に係る設計・構築

- (1)端末に対するマルウェアからの保護について、リモートからでも一括又は個別に管理が可能な環境を設計・構築すること。

4-5. サーバ・ストレージ環境の適正化に係る設計・構築

- (1)現在、教育委員会側に設置したサーバの他、各か学校にもサーバや NAS を設置し、データを管理している。

業務継続性や安全性を確保したうえで、クラウドや市の既存の資産の活用などによりサーバを集約し、費用対効果及びセキュリティを高めた設計とすること。

- (2)各学校のサーバについて、校務系、学習系のデータを受け渡すことができるよう両系統の境界に設置している。再構築後において、両系統からアクセスができる保存領域については、校務系のデータの保存領域とはアクセス権限を区別することによりセキュリティに配慮した設計とすること。

4-6. ネットワーク環境の適正化に係る設計・構築

- (1)校務系、学習系ともに、インターネット回線の利用にあたり、ストレスなく通信できる環境を構築すること。特に、児童生徒数が多い学校については遅延等の発生が懸念されることから、十分な環境となるよう、設計・構築すること。
- (2)現在、校務系はイントラネット網を経由するセンター集約型、学習系はブレイクアウト回線により直接インターネットに接続する形態となっている。また、校務系のオンプレミスサーバは、上記のイントラネット網により学校からアクセスする形態となっている。更新後の形態としては、ランニングコスト、耐障害性、通信速度に考慮した設計とすること。(ブレイクアウト回線を強化して校務系及び学習系の利用に耐えうる品質のものとすることを想定しているが、オンプレミスに残る既存のシステムとの通信については、ブレイクアウト回線の利用か既存イントラネット網の利用かについては問わない。最適な形態の設計を提案すること。)
- (3)学校および市施設 10 拠点からインターネットへのブレイクアウト回線について、固定グローバル IP での運用とすること。
- (4)インターネット回線にはルーター、FW 等の機器の調達費用と 5 年分の保守・ライセンス費用を見積に含めること。
- (5)学校および市施設 10 拠点並びに市デジタル戦略課の回線に係る通信工事費及び令和 8 年 7 月分までの通信料について、当市の負担が発生しないようにすること。(当市が直接通信事業者に支払う必要がないようにすること。)
- (6)各学校からのインターネットへのブレイクアウト回線の通信速度についてはマルチギガビットまたは 10Gbps ベストエフォート以上のサービスで設置すること。(一部学校(12 校)における既存の 10Gbps 以上の回線の利用を妨げるものではないが、本仕様書内での要件を満たす品質とすること。)特に規模の大きい学校(12 校)については利用実態を考慮し、多人数の児童生徒及び教職員が利用するにあたり、実効速度が確保できる提案とすること。上記以外の学校についてもストレスなく利用できるレベルとすること。(授業によっては全員一斉の通信を行うことや、SSO により多数のセッションが発生することを十分に考慮した設計とすること。) 提案書には通信回線の速度、最大同時セッション数や出口に設置する FW の機種、スペック等の関連する情報を提示すること。
- (7)学校以外の市施設 10 拠点の回線について、1Gbps ベストエフォート以上のサービスで新規に回線を設置し、通信機器を設置することにより、インターネットに直接アクセスできる環境を構築すること。ただし、市役所及び教育センターについては 10Gbps ベストエフォート以上のサービスとする。また、すべて固定グローバル IP で回線を設置すること。

4-7. 学校等のネットワーク環境及び既存機器の整備に係る設計・整備作業

- (1)学校内のネットワークについて、現在は物理的に校務系、学習系を分離している設計としている。そのため、利用場所が限定されているが、場所を問わずに両系統を利用できる形態とすること。また、その際セキュリティを考慮した設計とすること。
- (2)既存無線 AP は学校、市施設ごとに個別の SSID を使用しているが、既存無線 AP に対して新たに全校共

通 SSID を設定し、新端末は学校、市施設を問わず接続可能とすること。

- (3) 既存端末は MAC アドレス認証による端末認証を実施しているが、新端末では IEEE802.1X、MAC アドレス認証、Web 認証等の管理負荷を低減できる端末認証方式を提案すること。
- (4) 新端末への更新期間においては、既存ネットワーク機器等の設定変更後も既存端末から各校サーバ上の共有フォルダおよび NAS・プリンタ・複合機等が引き続き使用可能なこと。
- (5) 新端末からも既存サーバ・NAS・プリンタ・複合機等が使用可能となるよう設定すること。
- (6) 上記設計に伴う既存機器類の設定変更を行うこと。
- (7) 回線の強化にあわせて、学校内のネットワークにボトルネックとなる場所がないように設計すること。また、必要があれば一部通信機器の更新を行うこと。

4-8. 新端末への更新に係る設計・整備作業

- (1) 一台の端末で校務系、学習系の各資源に対するアクセスが可能であること。
- (2) 学校環境下において利用することを想定し、即座に画面ロック及び解除が可能とし、なりすましや覗き見等による情報の流出への対策を図ると同時に業務の効率性を損なわない設計とすること。
- (3) 顔認証による二要素認証など、セキュリティに配慮した設計とすること。
- (4) ストレスなく業務を処理できる能力を有しつつも、導入および運用における経費を抑制したものとする。導入時及び運用開始後においても OS のバージョン、セキュリティパッチなどを最新化するなどセキュリティに配慮した設計・運用を行うこと。
- (5) 可搬性を有しつつ、画面の視認性も確保した機種とすること。
- (6) 自宅等、学校外においても利用することを想定し、ディスク暗号化やシンクライアント等により、学校外での利用におけるセキュリティ対策に配慮した設計とすること。
- (7) 端末を使用する頻度の低い職員用に共用端末を準備すること。共用端末は個人端末と同様のセキュリティ対策に配慮しつつ、Office ソフトはデバイスライセンスとし、使用場所を学校及び市施設内のみとし自宅等学校外からの接続にかかるライセンスやセキュリティ対策は不要とする。ただし共用端末であってもユーザーライセンスが必要となる場合はこれを明示しその費用を含めること。
- (8) 新端末に対しキittingを行い、指定する学校及び市施設に搬入すること。
- (9) 既存端末はデータ移行が完了したタイミングで回収すること。
- (10) 既存の校務系端末の一部(Surface Pro9 約 550 台)について、回収後 Windows11Pro をクリーンインストール後、キittingを行い教育センターの保管場所に搬入すること。
- (11) 新端末のキitting作業の実施場所は提案者の事業所を基本とする。提案者の事業所で実施する場合に必要な回線・機器の費用は提案者の負担とする。

(12)新端末数

種類	台数
個人端末	3,000 台(Microsoft365 ユーザーライセンス、自宅等学校外での使用も可能、新ストレージ使用)
共用端末	200 台(Microsoft365 デバイスライセンスまたは Office LTSC、職員室内でのみ使用、新ストレージ使用)
外付けディスプレイ	2,700 台

4-9. 既存の通信機器、サーバ類に係る設計・移設・設定変更作業

- (1) 既存のサーバをクラウド環境に移設、またはクラウド上の仮想環境上への再構築を行うこと。それに伴い必要となる設定変更を実施すること。
- (2) 現在のストレージ利用状況を考慮のうえ、今後 5 年間のデータ利用量の増加に対応できる容量を確保すること。
- (3) 各校サーバ上の共有フォルダおよび NAS から新ストレージへデータ移行すること。
- (4) データ移行のタイミングは新端末を配布後、利用者が端末に保存するデータを各自で既存 NAS 等へコピー完了した後とする。
- (5) データ移行後は共有フォルダ・NAS を読み取り専用を設定すること。
- (6) 本整備で不要となるサーバ、既存端末(校務系および学習系 Windows 端末)と NAS は内臓記憶装置のデータ消去を行い、消去証明書を作成の上引き取ること。
- (7) データ消去は機器を各校・市施設から回収後に提案者の事業所で実施すること。
- (8) 回収とデータ消去はデータ移行完了後に実施すること。

4-10. 運用保守に係る設計

- (1) 発注者の運用保守の負担を軽減できる設計とすること。(運用保守に係る期間については、構築後 5 年間の想定している。保守契約については、現時点では単年度ごと又は 5 年間の長期継続契約を想定している。)
- (2) 機器やシステムの故障、不具合の際の対応について、迅速に問題の切り分けを行い、問題の解消にあたること。電話および必要に応じて現地で症状の切り分けを行い、本体故障の場合は保守会社へ保守依頼すること。
- (3) 学校現場における校務および教育環境全体の円滑な運用に資するよう、現在の機器及びネットワークの保守及び ICT 運用支援にあたる委託事業者と連携し、職員の負担軽減、最短時間での障害復旧など、全体最適な運用保守を提案すること。
- (4) 端末については下記の対応を行うこと
 - ・人員増減等による各校への端末配備と回収を行うこと。
 - ・不具合調査では必要に応じて端末を代替機と交換の上引き上げて調査を行うこと。
 - ・SSD 故障や WindowsUpdate 失敗等により回収した端末へ修理完了後に再キittingを行うこと。
 - ・各校独自導入ソフトウェア、周辺機器のドライバをインストールすること。台数が多い場合は MDM で配信すること。
- (5) 端末を遠隔操作する拠点は教育センターとする。教育センターが許可した場合は提案者の事業所で実施することができるものとする。その場合に必要となる回線・機器の費用は提案者の負担とする。
- (6) アラート検知時・インシデント発生時の想定動作・業務フローについて明示すること。
- (7) 端末及びネットワーク制御サービスにおける大量ログを監視・分析する手法について準備し、明示すること。
- (8) ソフトウェアや各種機器のファームウェア等のアップグレード・パッチ等の情報、運用において発生したアラート情報、インターネット上で提供されるセキュリティ一般に関する重要情報について継続的に収集・報告し、適用までのロードマップを準備・共有すること。

4-11 操作研修・説明会

- (1) 円滑な運用のために特に必要性が高いと考えられる部分については、配布先の学校及び市施設の代表者各数名の職員を対象とした説明会または研修会などを複数回実施すること。

4-12 の他独自提案に伴う設計・構築

- (1) 本企画提案依頼書に記載のない事項であるが、有用性が高いと考えられるシステム構成等や、発注者側の ICT 運用全般(児童生徒の ICT システムの利用を含む。)の改善やコスト削減等がある場合は、提案するこ

と。

5. 構築・導入要件

5-1. スケジュール(予定)

項目	日程
契約日	令和 7 年(2025 年) 7 月
設計・検証環境構築	令和 7 年(2025 年)7 月～令和 8 年(2026 年)7 月
機器・ライセンス等に係る入札(発注者)	令和 8 年(2026 年)1 月以降に契約準備行為を開始 令和 8 年(2026 年)8 月以降、リース契約期間開始
サーバ移設・ネットワーク変更・端末配布	令和 8 年(2026 年)8 月に完了
リリース日(運用フェーズ開始日)	令和 8 年(2026 年)8 月開始
共有フォルダおよび NAS のデータ移行	令和 8 年(2026 年)9 月-令和 8 年(2026 年)12 月
機器回収・データ消去、一部端末の再キッティング	令和 9 年(2027 年)1 月-令和 9 年(2027 年)3 月
契約満了	令和 9 年(2027 年)3 月 31 日

※スケジュールについて、機器の納期遅延等が原因で、提案事業者の責によらずスケジュールを変更する必要が生じることも想定される。その場合については、本市と協議し双方合意の上スケジュールを見直すものとする。

5-2. 導入等に係る要件

5-2-1. プロジェクトマネジメント

・本プロジェクトでは、短期間に多くのソリューション・サービスを導入し課題解決を進める必要があり、プロジェクトマネジメントが極めて重要な役割を果たすと想定される。プロジェクト体制やマネジメント手法について、提案を行うこと。

5-2-2. 進捗管理・課題管理

(1)プロジェクト責任者は、各種ドキュメントに基づき、各イベントの状況把握およびスケジュール管理を常時行うこと。

(2)各イベントの進捗状況に関するプロジェクト会議を開催し、進捗状況を報告するとともに計画から遅れまたは問題が生じた場合は、遅滞なく原因を調査し所要の改善策を講ずること。

(3)プロジェクトにおける定例会などの重要なコミュニケーションについては、その記録を受託者において作成し、本市の承認を得たうえで提出すること。

(4)関係工事業者、学校現場との連携を図り、円滑な導入にあたること。

6. 管理者向け操作研修・説明会

導入するシステム、サービスの管理運用が職員でも実施が可能なよう操作手順書を整備し、職員への説明・研修を行うこと。

7. 企画提案書作成要領

企画提案書について様式は問わないが、公平・公正な比較・評価のため、以下の構成とすること。

なお、企画提案依頼書の本文は最大で 70 ページ以内とする。（表題・目次・添付資料は除く。）

本文のページ数自体は採点の対象外とする。（ページ数が少ない場合でも減点対象とするものではない。）

番号	内容
1	プロジェクト管理・スケジュール
2	クラウド資源へのアクセス及びインターネット通信の管理に係る設計・構築
3	アカウント管理に係る設計・構築
4	MDM 等による端末の管理に係る設計・構築
5	EDR 等による端末の保護に係る設計・構築
6	サーバ・ストレージ環境の適正化に係る設計・構築
7	ネットワーク環境の適正化に係る設計・構築
8	学校等のネットワーク環境及び既存機器の整備に係る設計・整備作業
9	新端末への更新に係る設計・整備作業
10	既存の通信機器、サーバ類に係る設計・移設・設定変更作業
11	運用保守に係る設計
12	その他独自提案に伴う設計・構築
13	操作研修・説明会 ・手順書、運用マニュアルの作成

8. 見積書作成要領

見積書について様式は問わないが、公平・公正な比較・評価のため、以下の構成とすること。

また、9. 見積もりにおける特記事項を参照すること。

項	内容
1. 構築フェーズ見積書	構築・設計に係るイニシャルコストを積算 ・工数・人日ベースで積算すること。（一式表示は不可とする） ・単価を記載すること。 ・作業内容を記載すること。 ・プロジェクト管理費は、一般的に全体工数の 10%前後が相場とされることに留意すること。 ・構築フェーズ中に必要となる工事代含む回線費用は構築フェーズに含めること。
2. 運用フェーズ見積書	今後 5 年間の以下項目に係るランニングコストを積算 ※クラウド型アプリケーション等に対するサブスクリプションライセンスを保守契約等に組み込む想定の場合は、その旨明記し明細を分離すること。 ※機器・通信回線・ライセンスのリース調達費用およびそれらにかかる保守費用は運用フェーズに記載すること。 必要機器明細書 ハードウェア（サーバ機器・ネットワーク機器等）について明細書兼見積書を作成すること。 ・機器本体の価格と機器の保守費用を記載すること。

	・見積額は、標準価格と提供価格を記載すること。 ・機器およびライセンス費用について、5 年リースを想定した機器保守費用込みの想定リース料（月額）を併せて記載すること。リース料率は 1.95%とする。 ・初年度調達分ハードウェア・ソフトウェアはメーカー保守 5 年をつけること。 ・ハードウェアの設置作業（ラッキング・結線等）や撤去時の取り外し作業・データ消去作業についての費用も記載すること。 ・サーバ機器・ストレージ等のハードウェアに紐つけての調達が合理的なライセンスやソフトウェア・ミドルウェアについては本明細書に記載すること。 ※機器保守費用込みの想定リース料（月額）は、以下の方法で計算すること。 （（必要機器・ライセンス費用等の総合計金額）× 想定リース料率 ＋ 月額機器保守費用） 上記に消費税額を加えた金額とする。 ・端末機器および外付けディスプレイのリース調達費用および H/W 保守費用は参考見積に記載すること。 ユーザーライセンス一覧 1 ユーザーごとに必要なライセンス一覧及び運用見積を作成すること。 ・見積額は、標準価格と提供価格を記載すること。 ・ライセンスに対するメーカー保守等についても記載すること。 また、想定される購入方法について記載すること。（特にサブスクリプション型の場合） ・製品ごとの課金体系を必要に応じて補足すること。（月〇〇円、年〇〇円、最低利用期間の有無など） ・なお、構築期間においてもライセンスが必要となる場合は、調達必要数量に含むこと。 ・個人端末と共用端末で分けて算出すること。 デバイスライセンス一覧 端末1デバイスごとに必要なライセンス一覧及び運用見積を作成すること。 ・見積額は、標準価格と提供価格を記載すること。 ・ライセンスに対するメーカー保守等についても記載すること。 また、想定される購入方法について記載すること。（特にサブスクリプション型の場合） ・製品ごとの課金体系を必要に応じて補足すること。（月〇〇円、年〇〇円、最低利用期間の有無など） ・個人端末と共用端末で分けて算出すること。
3.参考見積	端末機器および外付けディスプレイの調達費用および H/W 保守費用 価格点の評価外とする。ただし「2.運用フェーズ見積書」との合計額が 5 年間の運用・保守に必要な費用の上限額を超えないこと。

9. 見積もりにおける特記事項

Microsoft365 のライセンスについて

Microsoft365 のライセンスについて、デバイスライセンス含めて 3,200 ライセンス以上を見積もりに含めること。ライセンスは A3 以上とし、児童生徒ライセンス(33,000 以上)を無料利用できるようにすること。

その他ライセンスについて

本提案で利用する各種サーバ、端末、CAL 等のライセンスについて、既存端末分を含め 3,800 以上のデバイスが利用できるよう見積もりに含めること。

10. 評価方法

10-1. 評価項目

以下の3項目で評価を行う。

(1)仕様点(30%)

機能要件一覧及び調査票の実現可否回答状況に基づいて審査・評価を行う。

(1)提案点(15%)

企画提案書に基づいて審査・評価を行う。

(2)評価点(25%)

提案の実現性をプロジェクトの中心的役割となる者から判断し、プレゼンテーションにより、提案された内容が本市の事務運営に寄与・貢献するかを判断することによって審査・評価を行う。

(3)価格点(30%)

提出された見積書に基づいて審査・評価を行う。なお、価格点はイニシャルコスト及び 5 年間のランニングコストの総額を評価対象とする。ランニングコストには、運用・保守費用、サーバ及び通信機器・ライセンスのリース費用、サブスクリプションライセンス費用等を含む。ただし端末機器のリース費用は評価対象から除く。

(4)処分歴

本市、国又は他の自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の処分歴がある場合は、処分期間に応じて減点を行う。

10-2. プレゼンテーションに係る留意事項

プレゼンテーションでは、以下の内容を説明すること。

- ・企画提案書にて提示した製品・ソリューション等の説明
- ・本プロジェクトにより構築される環境において、市の業務がどう変わると考えているかの説明(提案者の意見)

11. プロジェクト成果物

本プロジェクトにおける成果物については、本市と受託者双方協議の上定めることとするが、おおむね以下のとおり。なお、成果物は電子ファイルで納品すること。

工程	作業	納品文書名	内容
----	----	-------	----

全体	プロジェクト管理	プロジェクト計画書	設計開発作業全体の計画(作業内容、体制、スケジュール等)
		プロジェクト報告書	設計開発作業全体の計画に対する作業実績
設計	アプリケーション設計	機能要件定義書	調達対象システムのカスタマイズ(機能・帳票・インターフェース)に求める要件
		基本設計書	調達対象システムの要件(機能・帳票・インターフェース)を実現するための設計概要
		詳細設計書	調達対象システムの要件(機能・帳票・インターフェース)を実現するための設計詳細
	設計・開発環境構築	システム概要定義書	調達対象システムの概要
		ハードウェア構成図	調達対象システムのハードウェア構成
		ソフトウェア構成図	調達対象システムのソフトウェア構成
	運用計画の作成	運用計画書	調達対象システムの運用計画(作業内容、体制、スケジュール等)
開発	構築・テスト	技術設定マニュアル	調達対象システムの本番環境の設定手順
	保守計画の作成	保守計画書	調達対象システムの保守計画(作業内容、体制、スケジュール等)
	定着化準備	操作マニュアル	調達対象システムの操作手順
テスト	システム全体テスト	システム全体テスト結果報告書	システム全体テストを実施した結果報告
	ユーザー受入テスト	ユーザー受入テスト結果報告書	ユーザー受入テストを実施した結果報告
	保守準備	保守マニュアル	調達対象システムの保守手順
障害対応	障害対応準備	障害時対応マニュアル	調達対象システムの障害対応手順
	災害対応準備	災害時対策計画書	災害発生に係る対策計画
	障害等対応準備	障害発生時等連絡体制表	緊急対応時に係る連絡体制表

12. 個人情報保護に関する遵守事項

(1)秘密の保持

受託者及びその作業者は、本業務に関して知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。また、個人情報については、データ等の漏洩、消滅、毀損等がないよう防止措置を講じること。

(2)作業者の管理体制

受託者は、作業者名簿を作成し、本市に提出すること。

作業者には、作業中名札の着用を義務付けること。

(3)目的外使用の禁止

受託者は、本市が所有・管理するデータを本業務の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(4)複写及び複製の禁止

受託者は、本市が所有・管理するデータを本市に無断で複写し、又は複製してはならない。

(5)災害対策

災害時には、短期間で業務を復旧できるよう、事前に想定計画案を作成し、本市の承認を得た災害対策計画を立てること。